

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

計画に掲げた支援策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。
〔構成員〕 有識者、福祉関係者、県民、県社会福祉協議会職員、市町村職員
など

(2) 福祉 21 推進会議

庁内関係部局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組みについて検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。
〔構成員〕 副知事、関係部局長

(3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN（計画）

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会等の議論を踏まえ、神奈川県社会福祉審議会で審議し、3年ごとに計画を改定。

(2) DO（実施）

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK（評価）

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において総合評価を実施。評価結果については、県ホームページで公表。

(4) ACTION（改善）

計画に位置付けた事業の実施状況及び総合評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議において調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

また、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向け、地域で抱える課題や単独市町村では解決できない課題等を把握し、広域的な視点から部局を横断した支援につなげることを目的とした分野横断的な協議会を設置します。

第6章

資 料

第6章 資料

地域福祉の推進について（基本指針）

平成14年7月19日 神奈川県

1 基本指針の意義・機能

県では、地域福祉を推進し、地域福祉計画や地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年11月に県社会福祉審議会に地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について諮問し、平成14年6月11日に答申を受けました。

今後、各市町村は地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進していくこととなります。そのためには、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要です。

そこで県では、こうした認識を共有するため、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」や「地域福祉推進モデル事業の成果の活用」、「地域福祉計画及び地域福祉支援計画」に関する基本指針を定めました。

2 地域福祉推進に当たっての基本的な考え方

(1) 「地域福祉」に関する考え方

地域福祉の推進に当たり、「めざす社会の姿」や「地域福祉」について次のとおり考えます。

ア めざす社会の姿

これまで、誰もが地域で当たり前の生活を送ることができる福祉社会をめざすというノーマライゼーションの考え方に基づき、住民参加による地域に根ざした福祉の展開に取り組んできました。

今回の社会福祉基礎構造改革の理念や福祉に対する県民の意識・ニーズの変化を受け止めて、取組みを一步進め、今後は、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が参加し、協力して、「誰も排除されない、誰も差別されない社会」、「共に生き、支え合う社会」をつくっていく（ソーシャル・インクルージョン）、そうした地域社会をめざします。

イ 「地域福祉」に関する考え方

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、助け合いの心を広める共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、地域における様々なサービス・活動等が組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことです。

ウ 「地域福祉」の推進

地域福祉の推進には、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動など地域における福祉活動を行う場」であり、「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支える場」である「福祉コミュニティ」をつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉のとらえ方

これまでの福祉は、児童、障がい、高齢者等を対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、これからは「一人ひとりの能力、課題解決意思を十分に生かしながら、地域で自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど、幅広い観点から福祉を地域で組み立てていく必要があります。

(3) 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者はすべての人々です。地域において誰もが一人の人間として大切にされながら生き生きと暮らしていくためには、「社会的孤立の予防」が第1の基本であり、地域において排除されやすい（あるいはされている）「弱い立場にある人々」の権利を守りながら、社会的に孤立しないようしくみづくりが大切です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がいのある人本人及び家族だけでなく、社会的に孤立している子育て中の若い親や一人暮らしの高齢者、国籍や言葉の壁、文化の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなくさまよう若者たち、いわゆるホームレスなど、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

(4) 選択による地域福祉サービス

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援やマネジメント、苦情解決、第三者評価など、利用者を支援するしくみを充実していく必要があります。

(5) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な主体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、パートナーシップのもとに役割を果たしていく必要があります。また、様々な主体が「その地域の福祉をどう考えるのか」について認識を共有しながら、地域の生活上の課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

3 地域福祉推進モデル事業の成果の活用

5つの市町（横須賀市、平塚市、厚木市、開成町及び相模湖町）において実施した地域福祉推進モデル事業では、それぞれの地域の実情に応じて特色ある福祉コミュニティづくりが進められ、次のような成果が得られています。

- (1) 地域住民が参画した福祉コミュニティづくりの進め方の手法が得られたこと
- (2) 福祉コミュニティづくりに当たって核となる人・団体等の役割の重要性が改めて認識できたこと
- (3) 人と直に接しながら生活上の課題や福祉のニーズ、地域資源を把握することを通して、福祉コミュニティづくりそのものが進むということを認識できたこと
- (4) 住民一人ひとりの求めるニーズや生活上の課題を把握することと、それをサービスの担い手や地域資源とつなぐことの大切さが改めて認識できたこと

今後も、各地域における地域福祉の取組みを研究し、その成果を活用していくことが大切であると考えます。

4 地域福祉計画及び地域福祉支援計画

(1) 地域福祉計画

市町村が定める地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められたとおり、「地方自治法第2条第4項に定められた基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」ものであり、策定については各市町村の裁量に委ねられている、任意の法定計画です。

任意の計画ですが、地域福祉の推進は、行政だけで進められるものではなく、広く地域住民等の理解と協力の上に成り立つものですので、それぞれの地域の特性に応じて、市町村としての地域福祉推進の考え方を検討し、明らかにしていくこと、また、市町村として実施する具体的な施策・事業について目標を定め、それを明らかにしていくことが大切です。

また、そうした措置を講じることは、社会福祉法第6条に定められたとおり地方公共団体の責務ですので、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが求められていると考えます。

なお、同法に掲げられた事項が盛り込まれ、策定・変更に合わせて住民意見の反映等の必要な措置がとられ、その内容が公表されるものであれば、総合計画等別の計画の中に、同法に定められた地域福祉計画を位置付けることも可能です。

(2) 地域福祉支援計画

県はこれまでも、広域自治体としての役割を踏まえ、地域福祉を推進するため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」に位置づけられた主要施策の「身近な地域福祉のしくみづくり」や、重点プロジェクトの「地域ケアのしくみづくり」などに取り組んできています。

地域福祉の推進に当たっては、まちづくりや教育など関連分野も含めた総合

的かつ計画的な取組みが求められていることから、今後も引き続き、県の総合計画を推進する中で、地域福祉の取組みや市町村における地域福祉推進の支援を図っていきたいと考えます。

今後、県民や市町村等から広域的な対応が求められるニーズや生活上の課題について情報を収集し、県社会福祉審議会の意見を踏まえながら、県民や市町村等とともにめざす方向性や、県として広域性、専門性、先駆性などの視点から担うべき役割等について整理し、平成15年度を目途に県の地域福祉支援計画のあり方等を取りまとめます。

社会福祉法（抜粋）

（平成29年5月26日一部改正）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進

に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

用語の説明

【あ行】

オレンジパートナー

認知症サポーターにステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア活動をしていただく県独自の取組み。

【か行】

介護医療院

2017（平成 29）年の介護保険法改正により、2018（平成 30）年度から新たに設けられた施設類型。介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

介護サービス事業者

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所や施設を開設している者。

介護サービス事業所

介護保険法に基づく介護サービスを提供している事業所、施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サービスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町村、事業者、施設との連絡調整を行う人であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する人。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的または精神の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行ったり、その方や介護者に対して指導を行う専門職。

介護保険施設

介護保険法に基づく高齢者対象の入所施設。

神奈川県障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的見地から、障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

神奈川県手話言語条例

県では、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、2014（平成26）年12月に「神奈川県手話言語条例」を制定した。（施行は2015（平成27）年4月1日）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県、事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、官公庁施設や福祉施設等の公共的施設や、道路、公園を障がい者等が安全、快適に利用できるようにするための整備基準の遵守等を定めた条例。

かながわ高齢者保健福祉計画

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを普遍的な目標として、高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるように、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本県の高齢者保健福祉施策の総合的な推進を定めた計画。

かながわ子どもみらいプラン

本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の2つの計画を一体のものとして策定。

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害の発生に備え、県が関係団体等と協働して、2016（平成28）年7月に構築した。大規模災害時における高齢者や障がい者など特に配慮を要する者（要配慮者）を支援することを目的としている。

かながわ障害者計画

障がい者の状況などを踏まえた、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。

かながわ福祉人材センター

福祉介護人材の確保・定着を図るため、無料職業紹介事業や就職ガイダンス、就職相談会等を実施するとともに、福祉介護現場の働きやすい職場作りに向けた指導・助言等を行う機関で、県が社会福祉法に基づき、神奈川県社会福祉協議会を指定し設置している。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。（ただし、支援策22の「イ」においては、厚生労働省の地域生活定着支援事業における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。）

共同募金（赤い羽根共同募金）

社会福祉法において、「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定される。

ゲートキーパー

こころに不調を抱えていたり、自殺に傾くサインに気づき、対応する人。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供や、生活指導、職業補導などを行うことで、自立を援助する民間の施設。

心のバリアフリー推進員

企業等において、障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組みを積極的に実践する人。

【さ行】

サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づく障がい者の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

災害救援ボランティア

地震や水害などの災害発生時から復興に至るまで、被災地の復旧・復興のために活動するボランティア。

災害多言語支援センター

大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために、行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために多言語での災害に係る情報を提供するセンター。

在宅医療・介護連携推進事業

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づく障がい児の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

市民後見人

親族以外の第三者後見人のうち、弁護士などの専門職による後見人ではなく、社会貢献のために、市町村等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページから一部引用。）

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、社会福祉法に基づき、設置されている。

・市区町村社会福祉協議会

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。

（活動の一例）

- * 地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」の実施
- * ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介を行うボランティアセンターの運営
- * 小中高校における福祉教育の支援など。

・都道府県社会福祉協議会

全県域での地域福祉の充実を目指し、次のような活動を行っている。

（活動の一例）

- * 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」。（市区町村社会福祉協議会と連携して実施。）
- * 福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立の立場から助言、あっ旋などを行うことによって問題の解決を図るため、「運営適正化委員会」を設置。
- * 福祉サービスの質の向上を図ることを通じてサービス利用者の安心と満足を実現するため、「福祉サービスの第三者評価事業」を推進。
- * 経済的な支援を必要とする方に対して、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付け。
- * 「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供。

- * 福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施、市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興など。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

第1層から第3層に区分され、その役割は次のとおり整理される。

- ・第1層（市町村に配置される人材）

市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する。

- ・第2層（中学校区・日常生活圏域レベルに配置される人材）

中学校区や日常生活圏域レベルにおいて、圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する。

- ・第3層（生活支援サービス提供組織）

生活支援サービスの提供組織に置かれ、利用者へのサービス提供を行う。

精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている方等の、地域相談支援の利用やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職。

成年後見制度

財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や

介護サービスの契約などを行う制度。

この制度には、上記のとおり家庭裁判所が後見人を選任する「法廷後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

制度を利用するに当たっては、

- ・ 「法定後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または市町村長等が「成年後見人等」の選任を、
- ・ 「任意後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見人等が「任意後見監督人」の選任を

家庭裁判所に申し立てることから始まり、その後、家庭裁判所による本人への事情の聞き取りや、調査・鑑定等を経て、後見人が選任され、制度に基づく支援が開始される。

セルフヘルプ・グループ（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページから一部引用）

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしている。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

相談支援包括化推進員

地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力をもち、地域において、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握、プラン作成、相談支援機関等への助言・指導や連絡調整及びその他相談者の自立を支援する上で必要な支援等を行う人。

【た行】

第三者後見人

成年後見人の選任において、親族からの協力が得られない、身寄りがいないなどの場合に、第三者後見人として、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や社会福祉法人等の法人、市民が選任される。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護（要支援）状態となることの予防や軽減、また、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業があり、一体的に行われる。

地域福祉コーディネーター

地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

【な行】

ニート（NEET）（厚生労働省ホームページより引用。）

Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない人）をいう。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う。

【は行】

避難行動要支援者名簿

市町村が作成する、高齢者や障がい者など災害時の避難に特に配慮を必要とする方に係る名簿。名簿情報については、本人からの同意を得て、消防、民生委員・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供される。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

ボランティアコーディネーター

社会福祉施設や病院などでボランティアの受入れや、社会福祉協議会等のボランティアセンターにおけるコーディネーションを行う人。主な役割は、ボランティア募集やマッチングを行い、「ボランティア活動をしたい」というニーズに対して、活動につながる調整・支援やフォローアップを行う。さらに、入門講座や傾聴などのテーマ別研修会を開催するなど、ボランティア活動を推進する取組み、ボランティアグループの活動や運営の支援等を行う。

また、災害時に被災地に設置される災害救援ボランティアセンターにおいても一連のボランティアコーディネートを担う。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法等に規定されている、常に住民の立場に立った相談・支援者として、知事（指定都市及び中核市においては市長）の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、市町村に設置される、給与を支給しない非常勤の特別職。

主な職務は、担当区域内の援助を必要とする住民の調査や家庭訪問、安否確認、調査事務、社会福祉施設や行政機関等との連絡など。

また、民生委員・児童委員の中から、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が指名され、子どもたちの見守り、子育てに関する相談・支援等を行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、あらゆる人が利用可能であるように考えられた施設や製品等のデザイン。

要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方。

【E】**E P A**

Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。自由貿易協定（F T A）を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和及びサービス・投資・電子商取引などの様々な経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約。

【N】**N P O**

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う法人及び法人格を持たない団体。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2017（平成29）年12月20日～2018（平成30）年1月21日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、手話を撮影したCD-ROM

(4) 提出された意見の概要

ア 提出意見件数 81件

イ 意見提出者数 25人・団体（個人；20人、団体；5団体）

ウ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 計画の概要	0件
(イ) 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	4件
(ウ) 今後取り組むべき重点事項等への対応	0件
(エ) 施策の展開（ひとづくり）	23件
(オ) 施策の展開（地域（まち）づくり）	12件
(カ) 施策の展開（しくみづくり）	18件
(キ) その他	24件
計	81件

エ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	45件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	0件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	10件
(エ) 反映できません。	6件
(オ) その他（感想・質問等）	20件
計	81件

2 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

- ア 2017（平成 29）年 11 月 9 日 計画の改定について
- イ 2018（平成 30）年 2 月 7 日 計画の改定について

(2) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

- ア 2017（平成 29）年 6 月 19 日 計画の改定について
- イ 2017（平成 29）年 10 月 19 日 改定計画素案について
- ウ 2017（平成 29）年 11 月 16 日 改定計画素案について
- エ 2018（平成 30）年 2 月 1 日 改定計画案について

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- ア 2017（平成 29）年 9 月 改定計画骨子案について
- イ 2017（平成 29）年 12 月 改定計画素案について
- ウ 2018（平成 30）年 2 月 改定計画案について

(4) 福祉 21 推進会議（地域福祉部会）

- ア 2017（平成 29）年 9 月 6 日 計画の改定について
- イ 2017（平成 29）年 10 月 31 日 改定計画施策体系等について
- ウ 2017（平成 29）年 11 月 21 日 改定計画素案について

3 市町村への情報提供、市町村との調整等

- 2017（平成 29）年 3 月 21 日 県・市町村地域福祉主管課長会議
（計画の見直しの方向性について）
- 2017（平成 29）年 5 月～6 月 圏域別地域福祉担当者連絡会
（計画の改定に係るヒアリング）
- 2017（平成 29）年 6 月～7 月 成年後見制度に関する意見交換会
民生委員・児童委員に関する意見交換会
- 2017（平成 29）年 12 月 4 日 県・市町村意見交換会
（改定計画素案について）
- 2018（平成 30）年 3 月 22 日 県・市町村地域福祉主管課長会議
（計画の改定について）



神奈川県

保健福祉局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)